

北海道石狩市沖における協議会（第1回）

日時 令和8年2月6日（金）15:00～17:00

場所 T K P札幌ビジネスセンター赤れんが前（ホール5C）

○経済産業省（事務局）

定刻まで2分ほどございますけれども、出席者の皆様が揃われたということでありますので、始めたいと思います。

ただいまから、再エネ海域利用法に基づく第1回北海道石狩市沖における協議会を開催いたします。

本日はご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の会議は、一部出席者の方にはオンライン会議アプリを使って、各自の職場や自宅等から本日の会議にご参加いただいております、リアルタイムで音声のやり取りができるようになっております。

オンライン会議の開催に当たって、主にオンラインで出席される構成員に向けてではございますが、事務的に留意点を3点申し上げます。

1点目、音声が二重に聞こえるなどの問題が発生しますので、発言いただく方のみカメラとマイクをオンにさせていただいて、ご発言時以外はカメラをオフ状態に、音声をミュート状態にしていただきますようお願いいたします。

2点目、発言をご希望の際は、チャット機能等を活用して、発言を希望の旨、ご入力いただくようお願いいたします。順次、座長から、〇〇委員、ご発言お願いしますと指名をいたしますので、カメラとマイクをオンにいただき、ご発言いただけると幸いです。

3点目、通信のトラブルが生じた際には、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号にご連絡いただければと思います。改善が見られない場合には、電話にて音声をつなぐ形で進めさせていただきます。

そのほか、もし何かご不明点などございましたら、何なりとおっしゃっていただければと思います。

続けさせていただきます。

経済産業省、国土交通省としましては、2019年4月1日に施行された海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（通称、再エネ海域利用法）に基づき、洋上風力発電の導入拡大に向けて日々取り組んでいるところでございます。

後ほど資料を使いながら、改めてご説明をさせていただきますけれども、北海道石狩市沖につきましては、2023年5月12日付で有望区域として整理させていただき、再エネ海域利用法9条の規定に基づく協議会の組織等の準備に着手する旨を公表させていただいた

ところでございます。

同法及びこれらの経緯を踏まえ、経済産業省、国土交通省及び北海道が合同で本協議会を設置することとし、関係者の皆様に日程調整もいただきまして、本日の開催に至りました。ご尽力いただきました皆様、ありがとうございます。

本協議会においては、同法及び同法第7条第1項に基づく基本方針に基づきご協議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本協議会は、基本方針に基づき、透明性確保や地域との連携を促進する等の観点から、原則として公開で開催するものであります。その方法は、後ほど説明する本協議会の運営規程に基づき、座長より協議会に諮っていただき決定されることとなりますが、事務局としましては、会議の様子をYouTubeにて録画配信をする、一般の方、報道関係者による傍聴を認めるといった方法を考えております。併せて、議事要旨及び議事録を作成し、公開することについても想定しておりますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、開催中の秩序を乱すなど、議事を妨害するような行為があれば、ご退室いただくことがございますので、ご留意いただければ幸いです。

本協議会の出席者をご紹介します。なお、出席者のご紹介の間のみ、オンラインで出席されている方はカメラをオンにいただけますと幸いです。

まず、私ですけれども、経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課風力事業推進室長の福岡でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用調査センター、佐渡所長でございます。

○国土交通省（事務局）

国交省の佐渡でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

農林水産省水産庁資源管理部管理調整課計画官、馬場様でございます。

○農林水産省

水産庁の馬場でございます。本日はよろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

北海道経済部GX推進局風力担当局長、水戸様でございます。

○北海道（事務局）

北海道庁の水戸でございます。本日はよろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

石狩市長、加藤様でございます。

○石狩市

石狩市長の加藤でございます。皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

小樽市長、迫様でございます。

○小樽市

小樽市長の迫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

積丹町長、松井様でございます。

○積丹町

積丹町長、松井です。どうぞよろしくお願いします。

○経済産業省（事務局）

古平町長、成田様でございます。

○古平町

古平町長の成田でございます。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

余市町長、齊藤様に代わりまして、副町長、渡邊様でございます。

○余市町

余市町副町長、渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

増毛町長、堀様に代わりまして、副町長、杉山様でございます。

○増毛町

増毛町の杉山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

北海道漁業環境保全対策本部事務局長、上村様でございます。

○北海道漁業環境保全対策本部

環境本部の上村です。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

石狩湾漁業協同組合組合長、丹野様でございます。

○石狩湾漁業協同組合

石狩湾漁協の丹野といいます。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

小樽市漁業協同組合組合長、嶋様でございます。

○小樽市漁業協同組合

小樽市漁協、嶋と申します。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

余市郡漁業協同組合組合長、篠谷様でございます。

○余市郡漁業協同組合

余市郡漁協の篠谷でございます。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

東しゃこたん漁業協同組合員組合長、茂木様でございます。

○東しゃこたん漁業協同組合

東しゃこたん漁協の茂木です。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

増毛漁業協同組合組合長、石田様でございます。

○増毛漁業協同組合

増毛漁協の石田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

小樽機船漁業協同組合組合長、伊藤様でございます。

○小樽機船漁業協同組合

小樽機船の伊藤です。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

NTTリミテッド・ジャパン株式会社担当課長、加藤様でございます。

○NTTリミテッド・ジャパン株式会社

NTTリミテッド・ジャパンの加藤と申します。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

東京大学名誉教授、荒川様でございます。

○東京大学

荒川です。どうぞよろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

室蘭工業大学名誉教授、木村様でございます。

○室蘭工業大学

木村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

北海道大学教授、宮下様でございます。

○北海道大学

宮下です。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

東邦大学准教授、竹内様でございます。

○東邦大学

東邦大学の竹内と申します。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

北海道大学講師、松島様でございます。

○北海道大学

北海道大学の松島です。どうぞよろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

ここまでが構成員の皆様でございます。

続きまして、オブザーバーの方々のご紹介に移らせていただきます。

環境省大臣官房地域政策課洋上風力環境調査室室長補佐、野玉様でございます。

○環境省（オブザーバー）

野玉です。よろしくお願いします。

○経済産業省（事務局）

防衛省防衛政策局運用基盤課先任部員、清水様でございます。

○防衛省（オブザーバー）

防衛省防衛政策局運用基盤課でございます。本日はよろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

国土交通省気象庁大気海洋部観測整備計画課調査官、酒匂様でございます。

○国土交通省（オブザーバー）

気象庁の酒匂と申します。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

公益財団法人海洋生物環境研究所中央研究所海洋生物グループ主幹研究員、島様でございます。

○海洋生物環境研究所（オブザーバー）

島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

北海学園大学経済学部教授、濱田様でございます。

○北海学園大学（オブザーバー）

北海学園大学の濱田と申します。よろしくお願いします。

○経済産業省（事務局）

地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部中央水産試験場資源管理部長、板谷様でございます。

○北海道立総合研究機構（オブザーバー）

水産試験場、板谷です。よろしくお願いします。

○経済産業省（事務局）

地方独立行政法人北海道立総合研究機構水産研究本部さけます・内水面水産試験場研究主幹、下田様でございます。

○北海道立総合研究機構（オブザーバー）

さけます・内水試の下田です。よろしくお願いします。

○経済産業省（事務局）

一般社団法人日本海さけ・ます増殖事業協会業務課長、安藤様でございます。

○日本海さけ・ます増殖事業協会（オブザーバー）

日本海増協の安藤です。よろしくお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

構成員、オブザーバーの紹介は以上でございます。

ここで、報道関係者の皆様には、協議会の運営に支障を来さぬよう、これ以降の撮影をご遠慮いただきますようお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

次第の４．に配付資料を記載させていただいております。資料１が出席者名簿、資料２が配席図、資料３が協議会運営規程(案)、資料４が第１回北海道石狩市沖における協議会、資料５が北海道石狩市沖区域の概要図、資料６が北海道石狩市沖における洋上風力発電の推進に対する基本的な考え方、資料７が風力発電施設と気象レーダーの共存のために、参考資料１が海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針、参考資料２が海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン、参考資料３が一般海域における占用公募制度の運用指針、参考資料４が各協議会の意見とりまとめ、参考資料５が関係自治体参考資料「概要と取組について」、参考資料６が地域との共生に関する知事からのメッセージ、参考資料７が洋上風力発電に関する北海道の考え、こちらに記載されているもので不備、足りていないなどありましたら、お申し出いただければと思います。大丈夫でしょうか。

それでは、議題の（１）本協議会の運営について、事務局である経済産業省、国土交通省及び北海道として案をお配りさせていただきましたので、ご説明をさせていただきます。

資料３をご覧いただければと思います。簡単にではございますが、ご説明をさせていただきます。

資料３ですけれども、北海道石狩市沖における協議会運営規程ということでございます。

第1章 総則、組織についてです。北海道石狩市沖について、協議会を組織するということとでございます。

第2条 名称でございます。北海道石狩市沖における協議会と名前をつけるということとでございます。

目的でございます。第3条 目的、区域指定及び促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し、必要な協議、情報共有を行うという目的でございます。

第4条 協議の内容でございます。協議区域における促進区域の指定に関することとか、利害関係者との調整に関すること等を議論してまいります。

第2章 構成員についてです。構成員については、一番後ろの別表に掲げるものをもって構成をするということとでございます。

第3章 座長及び副座長についてです。

第6条に基づきまして、座長1名、副座長1名を選任いたします。

ページを移っていただきまして、第7条 座長及び副座長の職務でございます。座長は、会務を総理するということと、副座長は座長を補佐するということとでございます。

第8条 座長及び副座長の任期でございます。座長及び副座長の任期は原則2年ということとでございます。

第4章 協議会の運営についてです。

第10条に基本原則を掲げてございます。協議会の運営についてですけれども、基本的な方針、ガイドラインを踏まえて行うということとでございます。

協議会の運営についてです。第11条 協議会は、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない等々を記載してございます。

第12条 議事要旨及び議事録でございます。協議会の議事については、議事要旨及び議事録を作成しなければならないということとでございます。

第13条 協議結果の尊重義務でございます。協議会の構成員、後ほど説明しますが、これに発電事業者が構成員に加わった場合は、構成員も含めてですけれども、協議会において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重しなければならないということとでございます。

第5章 事務局でございます。事務局は、経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課、国土交通省港湾局海洋・環境課及び北海道経済部GX推進局GX推進課に置くということとでございます。

第6章 雑則でございます。構成員の責務ということで、第16条を記載させていただいております。公募における選定手続の公平性、透明性及び競争性の確保に努めるという旨等記載をしております。

細則、第17条でございます。この規程に定めるほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、第14条に規定する事務局が協議会に諮り、別に定めるということとでございます。

以上が、北海道石狩市沖における協議会運営規程（案）でございます。よろしいでしょうか。

ここで、運営規程（案）の第6条に基づく座長、副座長の選任をさせていただきたいと
思います。本協議会には座長及び副座長を置くこととし、座長については互選により選任
され、会務を総理すること、また、副座長は座長の指名により選任され、座長を補佐し、
座長に事故があるとき、または座長が欠けたときはその職務を代理することとしておりま
す。

それでは、当該規定に基づき、座長の互選に入らせていただきます。本協議会の座長に
ついてご推挙ありますでしょうか。宮下先生、お願いいたします。

○北海道大学

僭越ながら、私から推薦させていただきたいと思います。

洋上風力発電のこういった事業の促進に非常に造詣の深い、様々な協議会でいろいろと
リーダーシップを取って進めていただいております荒川先生にお願いしたいと思ってお
りますが、いかがでしょうか。

○経済産業省（事務局）

ありがとうございます。

宮下先生から、荒川先生を座長にご推挙されるとのご意見がございました。このご意見
にご異議ありますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○経済産業省（事務局）

ありがとうございます。

それでは、荒川先生に座長をお願いし、以降の進行をお願いしたいと思います。

荒川先生、よろしくお願いいたします。

○東京大学（座長）

ただいまご推挙いただきまして、座長を務めることになりました荒川でございます。改
めまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

早速ですが、副座長については座長が指名するとされていますので、ぜひ宮下先
生にご活躍をお願いしたいと思っております。

宮下先生、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○北海道大学（副座長）

謹んでお受けいたします。

○東京大学（座長）

ありがとうございます。

また、協議会の公開の方法についてですが、先ほど事務局よりお話があったとおり、会議の様子を YouTube で録画配信する、一般の方、報道関係者による傍聴及び取材を認める、議事録及び議事要旨を公表するという方法としたいと思います。

では、先ほどご説明いただいた運営規程（案）に関しましては、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○東京大学（座長）

ありがとうございます。それでは、本協議会の運営規程は事務局案のとおりとさせていただきます。

続きまして、議題の（２）説明・意見交換に入りたいと思います。

本日は、配付資料を事務局から説明いただき、構成員の皆様方からのご質問、ご意見を承るという形で進めさせていただければと考えています。皆様からのご意見を伺うということを中心に置いておりますので、どうぞご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、早速事務局より資料の説明をお願いいたします。

○経済産業省（事務局）

ありがとうございます。

資料４、資料５を用いてご説明をさせていただきます。

資料４をご覧いただければと思います。第１回北海道石狩市沖における協議会という資料でございます。

まず、洋上風力発電と再エネ海域利用法等の概要について、ご説明をさせていただきます。

３ページ目を映していただきたいと思います。

洋上風力発電の導入の意義でございます。

１つ目は、導入拡大のポテンシャルが非常に大きいという点でございます。２つ目は、将来的なコスト低減が望めるという点、３点目は、経済波及効果が期待されておりまして、非常に数万点と部品点数も多いことから、関連産業、地域活性化にも寄与するということでございます。昨今でいえば、エネルギー安全保障上も国産エネルギーの導入拡大というものの重要性は上がっているということでございます。

次の４ページ目、再エネ海域利用法の概要をおさらいさせていただきます。

これまで、再エネ海域利用法の前は課題が３つございました。１つは、海域利用に関する統一ルールがなかったということ、２つ目は、先行利用者との調整枠組みが不明確であったということ、課題３は、高コストとなる構造にあったということでございます。

この対応といたしまして、再エネ海域利用法で対応をしてございます。国が実施区域を指定するということで、選定事業者は長期占用が可能となるということでございます。事業の安定性を確保するという観点でございます。

2つ目の課題については、区域ごとに地元漁業者の皆様等関係者、国・自治体による協議会を設置すると、これが今開催をしている法定協議会というものでございます。事業者による地元調整に係る負担を軽減するとともに、皆様とも密に合意形成を図っていくというものでございます。

3つ目が高コストに対応して、電力供給価格により評価をするということでございます。

次のページ、基本方針に掲げる再エネ海域利用法の目標（基本原則）でございますけれども、大きく4つございます。1つ目が長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現でございます。2つ目、海洋の多様な利用等との調和でございます。漁業等と共存共栄した海洋再生可能エネルギー発電事業を実現するというところでございます。3つ目、公平性・公正性・透明性の確保でございます。4つ目が計画的かつ継続的な導入の促進でございます。

次のページでございます。再エネ海域利用法に基づく区域指定・事業者公募の流れでございますけれども、都道府県からの情報提供を起点に、準備区域、有望区域、促進区域というふうに協議会における同意も踏まえ、同意がなされた場合に促進区域の指定ということになります。

その際の要件です。有望区域の要件ですとか、協議会の設置については、ページ下部に記載のとおりでございます。

次のページ、先ほどご紹介した促進区域・有望区域・準備区域の整理状況でございますけれども、全部で今38区域がございます。

次のページ、促進区域の指定基準の概要でございます。第1号から第6号までの基準が定められておりまして、これらを総合的に判断して区域を選定していくということになります。第1号 自然的条件と出力の量、第2号 航路等への影響、第3号 港湾との一体的な利用、第4号 系統の確保、第5号 漁業への支障、第6号 ほかの法律における海域及び水域との重複ということでございます。これらを総合的に勘案いたします。

次のページ、現行の再エネ海域利用法に基づく公募の審査・評価の全体の流れでございますけれども、全体で240点ございまして、価格点が120点、事業実現性に関する要素が120点ということでございます。事業計画の基盤面ですとか、計画の実行面、電力安定供給というところですか、この右側にある地域との調整、地域経済等への波及効果も40点ございます。

ただ、こちらは昨年末にも洋上ワーキングを実施しておりまして、その中で、今、国の審議会において公募制度の見直しについて議論中でございます。ちょっと飛びますけれども、その具体的な内容を22ページに記載しておりまして、事業の実現性をより重視する方法ですとか、あとは23ページになりますけれども、想定供給価格幅というのを設けるというようなことが議論されております。あまりに低価格での入札を防止するというところでございます。

続きまして、10 ページ目でございます。こちら、佐渡所長からご説明をいただきます。

○国土交通省（事務局）

10 ページ目、促進区域内海域の占用についてです。

まず、促進区域内海域で占用を行うためには、国土交通大臣の許可が必要となります。国土交通大臣は、風車などの発電設備の設置に係る占用を許可するに当たっては、公募によって選定された事業者が本協議会の構成員であります関係漁業者の了解を得ることを許可の条件としております。

次に、占用許可の対象とならない行為でございます。こちらについて、漁業に関する行為につきましては、基本的に「一時的」なものであり、占用許可を受けることは必要としておりません。この漁業に関する行為については、漁網等の設置が含まれており、容易に移動可能な養殖に使用されるものや定置網についても対象となります。ただし、漁業用工作物や魚礁の設置については占用許可の対象になることもありますので、占用許可が必要かどうかにつきまして、個別にご相談願えればと思います。

最後は占用料についてですけれども、記載のとおりとなっております。

以上でございます。

○経済産業省（事務局）

ありがとうございます。

続きまして、今般の協議会についてということでございます。12 ページをご覧くださいればと思います。

協議会の法律上の位置づけですけれども、先ほどご説明をしたとおりでございます。

協議会の基本方針上の位置づけということも記載させていただいておりまして、関係市町村の長、関係漁業団体、海運事業者及び海底ケーブルの設置者その他の関係者と十分に意思の疎通を行い、丁寧に協議を行うことに配慮する必要があるということでございます。

2 つ目のポツでありますけれども、海域の利用に関し必要となる情報の提供を行いつつ、地域・利害関係者から提出された意見について十分に配慮することですとか、最後の部分では、協議会は原則として公開で行うことなどが位置づけられております。

13 ページ目でございます。

協議会意見とりまとめと地域の将来像ということで、ご説明させていただきます。

協議会は、最終的にはもちろん皆様の合意形成が前提ではございますが、意見を取りまとめるというときに、その大枠についてご説明をさせていただきます。

この協議会意見とりまとめは、文書化いたしまして、協議会の構成員、事業者選定後は選定事業者を含む形で協議の結果を尊重しなければならないというのが法第9条第6項でございますので、そういうものも含めてしっかりとりまとめをしていくということでございます。

最近の協議会では、洋上風力発電事業を通じた地域や漁業の将来像についても議論をし

ております。選定事業者は、地元と一緒にその実現に向けて取り組むことが求められるということでございまして、大枠の構成としました1. 地域・漁業との共存共栄策の実施、2. 漁業影響調査のやり方、3. 発電設備の設置・運営に係る留意点、4. 環境配慮等々、その後ろに地域の将来像が来ると。これはあくまでモデルといいますか、これまでのものでございますけれども、こういったようなとりまとめを行うことによって、地域・漁業の将来像の実現に向けて一丸となって取り組むことで、共存共栄を具現化していくというものでございます。

14 ページ目、漁業影響調査の考え方でございます。

洋上風力発電設備の整備及び稼働に伴う漁業への影響調査を行うに当たり、地域の漁業の特性等を勘案して、調査の方法及び考慮すべき事項を「漁業影響調査の考え方」として整理してございます。

魚種ですとか、調査時期をどのように設定するかというのは、地域の特徴を踏まえてやっていくということですし、評価指標ももろもろございますので、どのような形にするかというのも議論をしていくということでございます。

調査方法ですけれども、洋上風力発電設備の影響かどうかというのを見定めるために、我々、今、実施前、実施後で1地点だけではなくて、風車の近くと少し離れたところで、どういう傾向の差が出るかというような、いわゆるBACIデザインといいますけれども、そういった評価をすることがとりまとめとして記載されることが多くなってございます。こういったやり方も含めて、漁業者の皆様とも議論の上、具体的な調査内容を設計していくということでございます。

15 ページでございます。他区域の協議会の開催・運営についてです。

先ほどとかぶる部分もございますので、全体理念、地域や漁業との共存、洋上風力発電設備等の設置位置、建設、発電事業実施に当たっての留意事項、環境配慮事項、洋上風力発電事業を通じた地域の将来像ということで、少し詳しく書かせていただいています。

せっかくですので、松前・檜山の案件のとりまとめ文書をご紹介しますけれども、16 ページをご覧くださいと思います。

全体理念としては、地方創生に資する発電事業の早期かつ確実な実施ですとか、協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、海域の利用を了承するみたいところが最初に書いておりまして、その前提となるような条件が（2）以下に入っていくということでございます。

松前のオリジナルでいうと、特に顕著なのは、（4）のところでいうと、ヤリイカの漁の時期とか産卵期については工事の休止を基本とするなど、そういった地域に応じたような、あと（8）の「風を活かしたリニューアブルタウン」など、そういったものを掲げ、「洋上風力発電」を重要な取組と位置づけるとか、こういったとりまとめ文書の中で、各区域の特色を生かしていくということでございます。

檜山も同様でございまして、檜山はサケの漁期を記載しております。そういうようなとりまとめをしているというのもご紹介をさせていただきます。

これが資料4の説明でございます。

ちょっと資料説明が長くなって恐縮ですが、続きまして、資料5、北海道石狩市沖区域の概要図をご紹介します。

1ページをご覧いただければと思います。有望区域として記載されている系統に関する事前調査で算定した区域において、91～114万kWと想定するものでございます。

今後、議論の中で、立地制約エリアがこの中で重ねていきますので、正確な発電量というのはまだ何ら決まっていないということではございますけれども、そのような形になっています。

2ページ目は、風況をここに記載させていただいています。

3ページ目は水深、4ページ目は船舶通航量、5ページ目は港湾区域、漁港の区域、海岸保全区域等々を記載してございます。

これに加えても、今後の議論も踏まえながら、実際の区域をどういうふうにしていくかと、立地制約エリアも含めてどうするかということも含めて議論をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○東京大学（座長）

ご説明ありがとうございました。

これまでのご説明について、構成員の皆様からご質問、ご意見を賜りたいと思います。ご質問等のある方は挙手をしていただくなど、合図をお願いいたします。今も申し上げましたとおり、先ほど説明いただいた資料4と5の説明について、ご質問をお願いいたします。

この後、私から別途順に皆様方のお考えとか、改めてお聞かせいただくよう、指名させていただきます。今ここでの質問は、その2つの資料についてのご質問をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

ただいま説明いただいた資料については、取りあえずよしとしていただいてよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○東京大学（座長）

この後、私から順に指名させていただきますので、そこで改めてご意見をいただく、また、最後に追加の質問があるよということであれば、それで行っていただきたいと考えております。

それでは、少し先に進めさせていただきます。

これからは、構成員の皆様から洋上風力発電に対しての期待、不安、意見、要望などのコメントを頂戴したいと思っていますので、順次指名をさせていただきます。なお、ご質

間につきましては、最後に事務局からまとめて回答をしていただくという形を取らせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、順次指名をさせていただきます。

まずは、初めに、石狩市長様、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○石狩市

石狩市長の加藤でございます。

まずは、本日の法定協議会が開催されるに当たりまして、漁業協同組合の皆様、経済産業省、国土交通省、農林水産省、北海道庁、関係自治体など多くの皆様に多大なるご尽力いただいたこと、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

私から、洋上風力発電に関しての市の基本的な考え方や現況、要望などを述べさせていただきます。

石狩市は2020年12月に、2050年ゼロカーボンシティを宣言し、脱炭素社会の実現に取り組んでおります。特に洋上風力発電におきましては、地元商工会議所や地元の工業団地に立地する企業で構成される石狩湾新港企業団地連絡協議会など、地域の経済界と石狩市沖の洋上風力発電の推進及び石狩湾新港の拠点港化を進める期成会を令和4年に立ち上げて、地域一体となって洋上風力発電を推進しております。

洋上風力発電の推進は、再生可能エネルギーのさらなる導入によりまして、地域の脱炭素化に向けた取組を加速化することに加え、市の主要産業であります漁業振興や再エネを活用した新たなまちづくりに向けて、大きな期待を寄せております。

本市におきましては、石狩湾新港の港湾区域内におきまして、合同会社グリーンパワー石狩による国内最大級の洋上風力発電が稼働しているほか、本協議会で議論を重ねていきます石狩市沖におきましては、約100万kWの発電容量が計画されていることなど、ポテンシャルの高いエリアであると認識しております。

国内でも大規模な一般海域の洋上風力発電事業に対しましては、本市のみならず北海道への経済効果といった期待の声がある一方では、やはり景観や騒音などの不安の声も聞かれています。これらのことを踏まえて、何点か意見、要望を述べさせていただきます。

まず1点目ですが、漁業への影響についてであります。風力発電施設の建設に当たりましては、何よりも海域の先行利用者であります漁業者にとってメリットのあるものでなければならないと考えております。石狩湾内はサケやニシンなどが回遊しておりまして、海洋環境や漁業操業への影響など懸念する声も聞いております。専門家の皆様の意見なども聴取しながら、漁業への影響についての検証を行うとともに、漁業との共存が図られるよう、そして、漁業者が将来にわたって安心できるよう、この協議会の中でしっかりと議論していければと思っております。

2点目として、市民への影響についてであります。これまで一部の市民などから騒音などによる健康被害への懸念や景観が阻害されるなどの意見もいただいております。市民へ

の影響についても、専門家の皆様の知見を活用して検討してまいればと思っております。

3点目として、漁業振興策及び地域共生策についてであります。洋上風力発電が漁業振興や地域振興につながり、漁業及び地域が享受できるような事業となるよう協議してまいりたいと考えております。また、洋上風力発電での経済波及効果を市内で生み出し、市民、地域企業の皆様に還元できるような仕組みを協議会の中で検討してまいりたいと考えております。

あわせて、風力発電事業の実施に伴い、地元企業の活用による地域経済の発展や産業振興、新たな関連産業の誘致、雇用創出、児童生徒や住民への学習機会の提供なども期待しております。災害発生時や停電時に、電力の優先的な供給についても、ぜひ検討していただければと思っております。

また、本市におきましては、デマンド型交通事業を導入しておりますが、将来的には自動運転も見据え、地域に持続可能な公共交通事業を構築するため、支援をお願いできればと思っております。

4点目として、地元企業の活用についてであります。洋上風力発電施設は数万点の部品が用いられると承知しております。市では、洋上風力関連産業への参入を目指すため、洋上風力発電のメインプレーヤーとなる大手企業さんと地域企業をつなぐ組織体の結成に向けて、今現在取り組んでおります。建設前、建設時、建設後のO&Mを含め、石狩市内企業で構成された組織体を中心に、地域企業の活用をお願いしたいことであります。また、飲食や小売、宿泊など、様々な地域企業が活躍できる仕組みづくりも進めておるため、それら市内企業の活用もお願いしたいと考えております。

5点目として、再エネの地産地活についてであります。本市は、2022年環境省から脱炭素先行地域に選定され、地域でつくられた再エネを地域で活用する再エネの地産地活をコンセプトに脱炭素化に向けた取組を行っております。

また、連携協定を締結する事業者と共同出資し、地域の再エネを束ね、地域の企業などに供給するため、石狩地域エネルギー合同会社を一昨年設立しました。一貫した産業への地域再エネ供給を実現するためにも、この石狩地域エネルギー合同会社への再エネ提供というものを最優先に検討していただきたいと存じます。一般海域の洋上風力発電設備で発電された電力を、ぜひとも地域で活用することをお願いしたいと思います。

最後に6点目として、石狩湾新港の活用についてであります。本市は、石狩湾新港といった先人が残してくれた大きな財産とともに歩み続けております。港の背後には、700社以上の企業が立地する工業団地、石狩湾新港地域があります。多種多様な産業が集積し、洋上風力発電の建設などでの活用が可能であるため、石狩湾新港を洋上風力発電の拠点港として最大限の活用をお願いしたいと思います。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

ご回答などは最後にまとめてということで進めさせていただきます。
それでは、続きまして、小樽市様、どうぞよろしくお願いいたします。

○小樽市

小樽市長の迫でございます。

法定協議会が本日第1回目を迎えることになりまして、これまでご尽力をいただきました関係者の皆様に心から感謝を申し上げたいと思っております。

意見を述べさせていただきます。

地球温暖化が進む中で、カーボンニュートラルの達成に向けまして再生可能エネルギーの導入を進めていくことは大変重要なことと考えております。特に洋上風力発電事業につきましては、カーボンニュートラルの達成に加えまして、地域経済への波及効果も期待できるものと考えております。

一方、石狩市長もご意見として述べられておりましたけれども、洋上風力発電事業は漁業活動に影響を与える可能性があり、専門的な知見の下で、その影響の有無ですとか範囲を適切に把握するとともに、その対応方法についても十分なご議論をお願いしたいと思っております。

沿岸の主要産業である漁業は、様々な魚種が水揚げをされており、安定した水揚げを保っている状況にもあるため、生態系の変容などにより漁業に支障があった場合は、漁業者の生活が脅かされる懸念があることから、漁業協同組合を中心とする漁業関係者の意見を十分に踏まえながら、洋上風力発電事業と漁業の両立に向けて慎重にご協議をいただければと思っているところでございます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○東京大学（座長）

ご意見ありがとうございました。

続きまして、積丹町さん、どうぞよろしくお願いいたします。

○積丹町

積丹町長、松井でございます。私から、貴重な時間ですから、率直にご意見を申し上げたい、そのように思います。

私のところの町は、石狩湾に接続する積丹半島のちょうど先端部で、漁業権漁場も最も関係町村の中で広いのではないかなと思っております。そういったようなことを踏まえて、3点申し上げたい、そのように思います。

今回の件につきましてですが、海洋の多様な利用と調和、こういうことを原則の一つにしておるわけでありますから、ぜひそういった観点から考えれば、官民連携して、ここで私が言う官民連携の民は、これから具体化するものでありましょう選定事業者さんのみならず、今日こちらにおられる漁業協同組合、そういった方々、つまり国、地方公共団体以外

の方々も民というような捉え方で申し上げたいと思います。官民連携して地域と漁業の共存共栄が具現化できるように、今回の事業の推進に特段のご配慮をお願いしたいということがまず1点であります。

もう一つでありますけれども、前段申し上げたような私どもの半島の先端の立地から申し上げますと、石狩湾海域の漁期に応じた漁業影響調査の定期的な実施、それから、漁業者が抱く懸念について払拭されまして、安心して操業できる、こういうような体制の構築を、これは飽くことなくぜひご検討いただきたいということでもあります。

もう一つ、3点目ではありますが、漁業活動に影響を与える可能性があるというふうに懸念されるわけでもありますけれども、その際に、その影響というのは非常に広範囲に及ぶ、その実証は現実的に非常に自然環境を相手にする中で難しさがあるというふうなことから考えれば、ぜひそういった観点から専門的知識を有する北海道であれば独立行政法人北海道立総合研究機構中央水産試験場、あるいは内水面水試、こういった方々の身近に地域の海洋海域の環境条件と漁業との関係等を最も熟知しておられる方々、こういった方々の定期的なご意見、発言の機会等をぜひ設けていただくようにご配慮をお願いしたいと思います。

以上3点であります。後ほどまた1点だけ、先ほどの資料に関連して時間をいただければと思っておりました。

以上です。

○東京大学（座長）

ご意見ありがとうございました。

続きまして、古平町さん、お願いいたします。

○古平町

古平町長の成田でございます。

古平町といたしましては、まず何よりも漁業への影響を最も重要なこととして捉えていることをお伝えしたいと思います。

石狩湾沿岸の漁業は地域を支える大切な産業でありますので、漁業者の皆様が将来にわたり安心して操業できる環境を守ることが自治体の責務だと考えております。そういった観点から申しますと、漁業の影響調査をより丁寧で説得力がある形で進めていただきたい。そしてまた、漁業者の方々は生活がかかっておりますので、不安を払拭できるような調査方法について、科学的な検証を進めていただくと大きな安心にもつながるのかなと思っております。また、風車の設置区域につきましては、漁業活動との両立を丁寧にご検討いただきたいと思っております。

何と申しましても、この海域は多様な漁業が営まれる重要な場所でありますので、操業実態を踏まえた上で、影響の大きい海域については慎重な対応が必要と考えますが、一方で、皆様の総意により推進していくこととなった場合には、地域を支える重要な産業であ

る漁業が将来にわたり継続できるよう、漁場の保全、育成、漁組の基盤の充実など、必要な取組や仕組みづくりについても検討いただければと思います。

最後に、協議会の運営に当たっては、情報の丁寧な共有と透明性の確保をお願いし、古平町としてもゼロカーボンシティ宣言を行っている町として、漁業と再エネの共存に向け前向きに議論に参加してまいりたいと思っております。

以上です。

○東京大学（座長）

ご意見ありがとうございました。

続きまして、余市町様にお願いいたします。

○余市町

余市町です。余市町は、積丹半島の付け根に位置する人口約1万7,000人の町です。古くはニシン漁で発展した歴史があり、現在はエビ、サケ、ブリなど多種多様な魚種を誇るなど、農業、観光業と並び漁業、水産加工業は本町の経済・文化を支える重要な基幹産業であります。その上で、洋上風力発電に対しての意見として4点ほど発言をさせていただきたいと思います。

まず初めに、漁業への影響を危惧していることでございます。本町の漁業は、ウニなどの磯周り漁業に加え、沖合での多様な漁獲によって成り立っております。想定区域は本町沖合から距離はあるものの、同じ石狩湾内に大規模な施設が建設されることによる潮流の変化、騒音、振動、生態系への未知の影響を懸念する漁業者は少なくありません。工事中や稼働後の漁業への悪影響は、漁業者の生活のみならず水産加工業や観光業、ひいては町全体の地域経済、雇用にも直結する重大な問題です。事業者には、こうした懸念を真摯に受け止め、漁業者の皆様の不安を払拭できるような丁寧かつ具体的な説明を求めるものでございます。

次に、漁業への最大限の配慮を求めることでございます。検討に当たっては、漁業との共存共栄が大前提です。計画策定の初期段階から漁業者との十分な対話と合意形成を行うことはもちろんですが、本協議会で議論される漁業影響調査につきましては、漁業者の意向を尊重しつつ、専門的知見を有する有識者も交えるなど、科学的根拠に基づいた客観性と納得性の高い形で行われることを期待します。

次に、先進事例の情報共有を求めることについてです。先行する松前沖や檜山沖、あるいは国内外の事例について幅広く情報共有をお願いします。特に成功事例のようなよい面だけでなく、トラブルや失敗事例、そして、それをどう改善したかといった実務的な課題も含めてオープンにさせていただくことが、石狩市沖にとって建設的な議論につながると考えておりますので、客観的で透明性のある情報提供を強く要望いたします。

最後に、漁業振興策や地域貢献策、脱炭素化へ期待をしていることでございます。単にエネルギーを生み出すだけの事業ではなく、新たな漁業振興や地域課題解決のモデルとな

ることを望んでいます。本事業が地域への実利ある貢献策を示すとともに、国や北海道の脱炭素化、そして、地域産業の発展に資する共生モデルとなるよう議論を深めていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

続きまして、増毛町様ですが、ネットでの、リモートでのご意見でしょうか。よろしく願いいたします。

○増毛町

増毛町の杉山でございます。

要望として発言させていただきます。

環境の変化により地球温暖化が進む中、再生可能エネルギー推進の取組は重要なことと認識しております。洋上風力発電の設置に当たっては、漁業との共存共栄が絶対条件と考えており、促進区域等の指定に当たっては、漁業に与える影響を区域内だけでなく周辺海域も含め調査し、情報開示をしていただきたいと思います。

また、利害関係者の意見を踏まえて、関係漁業者が納得する漁業振興策などの検討も併せてお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

以上が構成員の自治体関係者のご意見でございました。

続きまして、漁業者等の皆様からコメントを頂戴したいと考えておりますが、関係6漁協の皆様から資料6として、北海道石狩市沖における洋上風力発電の推進に対する基本的な考え方の資料6のご提供がありました。こちらは本協議会に参加するに当たり、検討を重ねたものとなっておりますので、後ほどご覧ください。

それでは、まず初めに、石狩湾漁業協同組合様にご意見をよろしく願いいたします。

○石狩湾漁業協同組合

石狩湾漁業協同組合、組合長の丹野と申します。

本協議会には、当組合を含め六つの漁業協同組合が参画していますが、今後、石狩市沖において、洋上風力発電の導入について検討を進めるに当たって、基本的な考え方について、関係6漁協を代表し、私から説明させていただきます。

ただいま、資料6に北海道石狩市沖における洋上風力発電推進に対する基本的な考え方をお示ししていますが、まず初めに、石狩湾は多様な水産資源に恵まれ、道内の水産業を

支える重要な地域の一つです。洋上風力発電の導入と漁業が両立し、地域振興と漁業振興の取組につながっていくことは意義が大きいと感じています。

一方で、発電設備の建設が漁業に影響を及ぼす可能性もあるので、専門家の意見も踏まえた上で調査を行いながら、その結果を共有することにより、漁業者をはじめとした皆様の安心と理解促進につなげることが大切であると考えています。

以上を踏まえ、私たち漁業者の基本的な考えについて、三つお話をさせていただきます。

まず第1に、発電設備設置に係る調査です。

発電設備が設置されることによる海洋環境、特に水産資源や漁業操業との関係について知見を積み上げていくためにも、発電事業者は関係者の意向を踏まえ、適切に調査を進めていただきたいと考えております。具体的には、サケやニシンなどの主な魚種の水産資源や漁業操業への影響、マダラ、スケトウダラ、ホッケなどの産卵場所や生態系のほか、発電設備による海中騒音、電磁波が魚に与える影響などについてです。

第2に、漁業に影響が生じた場合の対応についてです。

6漁協全体で合わせて約700名の組合員が所属しております。万一、漁業に影響が生じた場合には、漁業者の生活は当然のことながら、各自治体の経済にも大きな影響を及ぼすと想定されます。このため、発電事業者の責めによって漁業へ支障を及ぼしたことが客観的に認められた際には、発電事業者は関係漁業者に対して必要な措置を確実に実行していただきたいと思います。併せて、洋上風力発電以外の要因も想定されますので、漁業者側としても、専門家の意見を踏まえながら、公平性、透明性を確保した仕組みを構築していきたいと考えております。

第3に、建設的な漁業振興策の検討についてです。

今後、検討を重ねて漁業振興策をとりまとめていくこととなりますが、漁業者にとって有意義かつ効果的なものとしていただくためにも、その検討に当たっては可能な限りのサポートをいただくとともに、建設的な議論の下で振興策を進められるよう、協議会関係者の皆様にはご配慮いただけますと幸いです。

また、協議会意見として、漁業振興策につきましては、発電事業者は確実に完遂していただきたいと考えています。

以上が、私たち関係6漁協による洋上風力発電を推進するに当たっての基本的な考えです。

石狩市沖における洋上風力発電プロジェクトが現実化することとなれば、それは世代に引き継がれるものであり、漁業関係者みんなが納得できるまで議論がよくできたと振り返ることができるだけでなく、次の世代の人たちが残してくれたものにありがたみを感じるものにしなければなりません。そのためにも十分な議論を進めていきたいと考えておりますので、皆様におかれましては、ぜひ何とぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○東京大学（座長）

ご意見の表明ありがとうございました。

では、続きまして、小樽市漁業協同組合様、よろしくお願いします。

○小樽市漁業協同組合

小樽市漁協、嶋です。

今、6漁協の代表で発言した石狩湾漁協の丹野組合長の内容については、関係漁協の基本的な思いは一致しておりますので、内容については賛同いたします。

今後、漁業影響調査や漁業振興策の議論を深めていくことになりますが、小樽市漁協を代表する組合長として、そういった議論の場で、組合員にとって恩恵のある漁業振興策や有効で役に立つ漁業影響調査の考えについて、意見を述べさせてもらいたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

座長からご説明がございましたが、第1回協議会における基本的な漁業者の思いは、石狩湾漁協、丹野組合長が代表して発言することで、関係漁業者間で合意しております。したがって、簡単ではございますが、私からは以上とさせていただきます。

○東京大学（座長）

ご意見ありがとうございました。

続きまして、余市郡漁業協同組合様、よろしくお願いします。

○余市郡漁業協同組合

余市郡漁協の篠谷でございます。

洋上風力発電については、当漁協内にも少なからず不安を抱いている漁業者が多々おります。今後、そういった漁業者のみならず、漁業関係者への配慮もいただきながら議論を進めていただけるとありがたいと存じますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○東京大学（座長）

ご意見ありがとうございました。

続きまして、東しゃこたん漁業協同組合様、よろしくお願いします。

○東しゃこたん漁業協同組合

東しゃこたん漁協の茂木でございます。

発電事業者におかれましては、設置に伴う漁業影響調査の徹底を行っていただくとともに、地域振興策のとりまとめにおいては、地元組合員の総意はもとより、関係漁協の同意が必須であることから、今後の議論は丁寧に進めていただきたいと思います。

それともう一つ、発電事業者におかれましては、もし実害があった場合には、その対応策と実害のあった影響調査といえますか、そういうものを徹底して調査していただければ幸いと思っております。

私からは以上です。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

続きまして、増毛漁業協同組合様、よろしくお願いします。

○増毛漁業協同組合

増毛漁協の石田と申します。よろしくお願いします。

洋上風力発電につきましては、漁業者の意見、要望を最大限尊重していただき、洋上風力に関する様々な不安への対応や漁業の発展につながる取組など、漁業者の理解、納得を得ながら協議を進めていただきたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

続きまして、小樽機船漁業協同組合様、お願いします。

○小樽機船漁業協同組合

小樽機船漁業協同組合の伊藤です。

洋上風力発電事業におきましては、再エネ海域利用法で漁業に支障を及ぼさないということが見込まれることが大前提となっているため、国内外問わず、先行地域における漁業影響の有無等に関する調査・研究事項があれば共有していただき、協議していきたいと思っております。

また、今後、議論を深めていく漁業振興策についても、沿岸漁業協同組合と共通する課題のある一方で、沖合底引き特有の課題もあると認識しております。検討に当たっては、その点の配慮をお願いしたいと思います。

以上です。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

続きまして、北海道漁業環境保全対策本部様、お願いいたします。

○北海道漁業環境保全対策本部

北海道漁業環境保全対策本部の上村です。

まず、環境本部としまして、洋上風力発電の推進に関しましては、賛成、反対どちらの立場でもございません。しかしながら、洋上風力発電の設置が漁業者にとって不利益にならぬよう、こういった法定協議会などの場で述べさせていただきます。

道内の先行他地区の協議会でも同様のことを述べさせていただいておりますが、本協議

会におきましていろいろ意見も出ていましたが、漁業者が理解、納得した上での丁寧な取り進めをお願いいたします。特に漁業影響調査につきましては、漁業者が納得する調査内容であることはもちろんのこと、調査期間、モニタリング期間等も他地区の事例と同様にするのではなく、この地域の状況に即した対応をお願いするとともに、仮に地元合意がなされ、促進区域に進んだ際には、公募占用指針にもその旨明記していただくことを要望いたします。

環境本部からは以上となります。

○東京大学（座長）

ご意見ありがとうございます。

続きまして、NTTリミテッド・ジャパン株式会社様、お願いします。

○NTTリミテッド・ジャパン株式会社

NTTリミテッド・ジャパンの加藤でございます。

当社は、日本発着の国際海底ケーブル及び陸揚局を含む通信インフラの運用管理を担っております。石狩沖の海域については、国際海底ケーブルが弊社の石狩陸揚局に接続しており、その国際海底ケーブルと陸揚局の運用管理を実施しております。

洋上風力発電の推進は、脱炭素社会の実現に向けて非常に重要であると理解しております。一方で、既設の海底通信ケーブルは国際通信を支える重要なライフラインであり、損傷や障害が発生した場合、国内外に広範な影響を及ぼす可能性があります。つきましては、洋上風力発電施設の設置や施工に当たり、既設の海底ケーブルの影響を十分にご配慮いただき、事前の情報共有や調整をお願いしたいと考えております。

安全で円滑な事業推進のために、関係者間での連携を強化していただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

漁業関係者及びNTT、様々な関係の方からのご意見を伺いました。

続きまして、学識経験者として加わっていただいている委員の先生方からご意見を伺いたいと思います。

宮下先生、よろしくお願いいたします。

○北海道大学（副座長）

今いろいろとお話を聞いていると、考えることがあったのですが、まず、この海域はかなり広いということで、他の海域と比べてかなり広域ですので、水産資源に言及しますと、広域な水産資源、それを扱うということと、もう一つはローカルなものです。それぞれ同じような種類のものもあれば、ちょっと違っているものもあると思いますが、そういう

ことをしっかり同時に捉えられるような調査といったものが必要になってくるかなと思っております。

あと、いわゆるこういった事業と、実際に水産資源の変動であったり、環境の変動だったり、きちんと切り分けられるような調査設計をしっかりと進めていくことで、何かあったときにそれを改善することにもつながりますし、正の効果も同時に出てくるかもしれませんし、負の効果も出てくるかもしれません。そこはしっかりと見える化した上で、それをしっかりと漁業影響調査等にそういったことが分かるような形で進めていくといったことをまずはお勧めできたらなと思っています。

あともう一つ、最近、私の今考えているところとしまして、この洋上風力資源そのものは、いわゆる地域の資源ですね、自然資本としての地域の資源ということで、これは様々な価値を持つと。これをどういうふうに捉えるかというところで、最近いろいろなところで話をしていますけれども、まず、今一番強く言われていることは、脱炭素とエネルギー安全保障の観点ですけれども、いわゆるクライメートポジティブという概念ですね。気候変動に対してポジティブにどう考えるのかという考え方。それともう一つが、この後、多分かなり言われてくることかと思われそうですけれども、ネイチャーポジティブという概念ですね。いわゆる生態系、自然、それそのものが価値を持っております、経済的な価値を持っております。そういったものもポジティブであるべきであると。あともう一つは、今議論になっているようなところとして一番大きいところですね。やはり地域の資源でありますから、それを活用させていただく事業者というのが、きちんと地域にしっかりと恩恵を与えるような形の仕組みで進めていくということが地域社会ポジティブ、この三つは3ポジ、三方よしということで、よく最近話をさせていただいておりますが、やはりここをきちんと満たすような形のものが一番理想ではあるかなと思っておりますので、そういったことにつながるようなところを、私も外からそういったところでご支援させていただければと思います。

以上です。

○東京大学（座長）

示唆に富んだ意見ありがとうございます。

続きまして、木村先生、お願いいたします。

○室蘭工業大学

室蘭工大の木村でございます。

先ほどの資料の中で、ここの風況の状況の絵がございましたけれども、極めて有望でございます。この有望な風をいかにうまく生かすかということが期待されるところでございます。

私の専門は港湾・海岸でございまして、石狩湾新港の整備とか、それから石狩湾の漁港の整備のお手伝いをしてきた経緯がございます。そういう意味では、波浪についても、こ

こは石狩湾新港と、それから留萌港で長期間の波浪データが国土交通省によって蓄積されております。そういうデータを使って生かすことができることも優位点だと考えております。

それと、海底地形もなだらかでございますし、ただ、ここは時々地盤の悪いところもございますので、そういうところを的確に把握して、そして、風車の位置などを決めていけば、非常にいい設計ができるというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○東京大学（座長）

ご意見ありがとうございました。

続きまして、竹内委員、お願いいたします。

○東邦大学

ありがとうございます。東邦大学の竹内と申します。

私が参加している背景について、先にご説明させていただきたいのですが、専門がまちづくりや市民参加ということで、社会学的な観点から研究を進めております。

洋上風力発電については、国内外を対象に、先ほどもお話がありましたけれども、地域共生等の好事例とうまくいかなかった事例も含めて事例研究を行っております。北海道内でもほかの地域で法定協議会に関わらせていただいておりますので、そういうこれまでの事例研究や他地域での経験を踏まえて、この地域でも実装可能なものについて情報提供をさせていただけたらと考えております。特に宮下先生からありましたようなソーシャルポジティブ、地域にどのような恩恵があるのかということに関して、様々な事例研究を進めております。

石狩には北海道庁主催の事業を通じて 2021 年度から関わらせていただいております。住民説明会等をやらせていただき、昨年度はワークショップも開催させていただきました。その中で、洋上風力発電に直接関わるようなテーマではなくて、2050 年の石狩市にどんな風景を残していきたいのかということを経験を踏まえて、この地域でも実装可能なものについて情報提供をさせていただけたらと考えております。特に宮下先生からありましたようなソーシャルポジティブ、地域にどのような恩恵があるのかということに関して、様々な事例研究を進めております。

今回の対象エリアの石狩というのは、自然環境が豊かで、守らなければいけない自然、そして漁業の環境もあると思います。一方で、産業振興ですごく期待されていて、事業者の皆様も大きな期待をされていらっしゃるエリアだと思いますし、そのように理解しております。だからこそということなのかもしれませんが、やはりどちらか一方を優先するのではなくて、自然、漁業、産業がどのように共生できるのかということ、科学的なデータ等

を用いてしっかり検証していく必要があるのかなと思っております。

私自身は市民参加の専門家なのです。一緒に地域の方とほかの主体と一緒にやっていくというところを協働、協力の「協」に「働く」というふうに書いて、協働ということを研究しているのですけれども、協働ですごく大事なのが、事業者だけでなく漁業者の皆さんや、自治体の皆さんが対等な関係に関わるということだなと思っております。対等な関係に関わることで、やはりそれぞれの資源が生かされていくかと思いますので、今後の漁業振興策や地域振興策を考えていく上でも、地域の方々がどうしていきたいのかということをしっかり考えて、多くの方が納得できる将来像をこの法定協議会でしっかりと考えていけたらと思っております。私自身も自分の専門を生かして、皆様と一緒にそのような将来像を描いていけたらと考えております。よろしくお願いします。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。

続きまして、松島委員、お願いいたします。

○北海道大学

松島です。

私は、専門は陸域の生態系、特に海岸地域の生態系を対象としていまして、そして、その生態系がつくり出す景観、それをいかに保全しつつ利用するかというようなことを研究テーマとしております。分かりやすいのは、多分国定公園がこの地域にもあるのですけれども、そういった国定公園の自然保護地域、これを残すことで、それが経済、観光資源としても役立ち、そういった形で使えるのではないかとということで、今、根室などでも少しやっているのですけれども、今日のお話の中で出てこなかったのは、この石狩湾沿岸の有望区域の近くというのは、特に上半分は国定公園区域に面しているというようなところがありまして、そういった点から、陸域からなかなかこの海域のことに助言をさせていただくのは難しいのですけれども、例えばこの地域だと夕日みたいなものが結構観光資源としてはよく使われるようなものになっています。展望台があったりするのですけれども、そういった国定公園から眺めた、あるいは観光スポットから眺めた夕日というものに対して、この新しく造られる洋上風力発電というのがどういう影響を及ぼすとか、そういったところへの配慮というのが少しあるかなと思いました。

もう一つ、先ほど出てきました地域への貢献というところで、ネイチャーポジティブ、地域ポジティブという言葉がありましたけれども、そういった点では、もちろん環境への影響をなるべく低減させるということは非常に重要なのですけれども、プラス地域への貢献として、地域の自然資源に対する認識を高めるような、先ほど石狩市長からも教育にも力を入れたいようなお話がありましたけれども、そういう地域への環境教育、そういったものに資するようなエネルギー教育もありますし、それだけではなくて、自然資源に対する考え方とか、地域にどういったものがあるのか、これは地域の人たちがやはり環境の変

化に気づくということは、ある意味センサーとしても非常に重要な役割を果たしていきまして、海域の、特に洋上の変化というのはなかなか捉えにくいところがあると思いますので、その捉えにくい変化を地域の人たちからも上げてもらえるような、そして、それは風力による影響なのか、それとも気候変動なのか、そういったところがしっかり分別できるような調査、こういった計画を立てる点でも、地域の人たちとの協働も大切ですし、そういった教育面での貢献というのものもあるのかなと思っております。

以上です。

○東京大学（座長）

ありがとうございます。

続きまして、オブザーバーの方からご意見、ご質問を頂戴したいと思います。

資料を提出していただいております気象庁から、まずお願いしたいと思います。

○国土交通省（オブザーバー）

気象庁、酒匂です。本日はお時間をいただきありがとうございます。

風力発電施設と気象レーダーの共存と題しまして、私から説明させていただきたいと思っています。資料7をご覧ください。

次のページをお願いいたします。

気候変動の緩和策としまして、再生可能エネルギー導入が求められております。

一方、気候変動の適応策として治水対策が掲げられているとおり、気象庁として適時的確な防災気象情報の発表も重要となっています。

気象庁では、関係省庁や風力発電事業者のご理解をいただきながら、両者を共存させる取組を進めているところでございます。

次のページをお願いいたします。

まず、気象レーダーの役割について簡単にご説明させていただきます。

気象レーダーの観測データからは、1キロメートル格子の様々な防災気象情報がつくられております。気象レーダーによる観測は、気象災害の未然防止、被害低減に大きく寄与しているところでございます。このため、気象レーダー観測に関する全ての格子において、間違ったデータの混入を防止する必要があります。

このページで簡易的に表しておりますけれども、レーダーで求めた雨量等を使って、降水ナウキャストや降水短時間予報といった今後の雨の情報を表示しまして皆様に提供するとともに、キキクル（危険度分布）と呼んでいる土砂災害、浸水害、洪水等の危険度に関する情報を作成し発表しております。これらの情報は、実際に市町村による避難情報の発令や住民の避難の判断に活用いただいているところで、レーダーによる観測は非常に重要なものとなっております。

次のページをお願いいたします。

この気象レーダーの観測に対しまして、風車が影響を及ぼすことがございます。スライ

ドに示しておりますけれども、これは気象レーダーから送信された電波が風車に当たりますと様々な影響が出てくるためです。例えば送信された電波が風車によって遮蔽される、邪魔されるという場合に、風車よりも先の遠い遠方にある領域について雨の観測ができなくなってしまう。また、多重散乱という現象が起きまして、雨雲・雨粒でないものも間違っただけで雨であると捉えてしまいまして、実際にはない偽物の降水エコーとして観測してしまうことでもあります。さらには気象レーダーと風車の距離が近すぎますと、風車に当たって跳ね返った強い反射波をレーダーが受信してしまいます。この場合、最悪の場合、気象レーダーの受信機が壊れてしまいまして、気象レーダーの観測が停止してしまうという事態になることも考えられます。

次のページをお願いいたします。

こちらの表は、世界気象機関（WMO）が気象レーダーと風車の距離をベースに風車設置に対する指針を示したものとなっております。

レーダーから5キロメートルまでは気象レーダーへの影響が大きく、風車を建てるべきではないとされております。さらに、20キロメートル以内では中程度の影響を、45キロメートル以内では影響は低い観測に問題が起きる可能性があるとしてされております。

次のページをお願いいたします。

今回の洋上の対象区域では、小樽市に設置されております毛無山気象レーダー観測所が近接の気象レーダーとなります。こちらの地図で示されておるとおり、今回の洋上区域の多くが、先ほどのスライドでもありましたけれども、45キロメートル以内の領域に入っていますので、風車の設置計画については気象レーダーへの影響を確認する必要があります。

次のページをお願いいたします。

先ほども説明させていただきましたように、風車が気象レーダーの観測に影響を及ぼしてしまうことがございます。発電用風車の設置・立地に当たっては、気象レーダー観測への影響を考慮する必要がありますので、事業計画の検討段階、早い段階で設置位置等が確定する前に気象庁へご相談いただけますようお願いいたします。

気象庁では、風車の設置計画案をご相談いただいた際には、こちらのスライドに示しておりますけれども、三つの観点から影響評価をさせていただいております。万一、気象レーダーの観測に影響があると判定された場合には、風車の設置位置の変更等についてご提案をさせていただいております。

次のページをお願いいたします。

気象庁への相談に関しましては、気象庁のホームページに關係する資料を掲載しております。気象庁ホームページのトップページの「知識・解説」というところから入っていただき、「ビジネス・開発者向け」というところに、「風力発電事業者向け、風力発電施設が気象レーダーに及ぼす影響」とありますので、こちらをご確認いただければと思います。相談窓口の連絡先、メールアドレス等については、こちらのページの一番下に掲載しておりますので、ご確認いただければ幸いです。

気象庁からは以上となります。ありがとうございました。

○東京大学（座長）

ご説明ありがとうございました。

続きまして、防衛省から説明がありますのでお願いいたします。

○防衛省（オブザーバー）

防衛省運用基盤課の清水と申します。本日は、協議会の参加、発言の機会をいただいたことを誠に感謝申し上げます。また、日頃から、皆様方に防衛省、自衛隊の活動にご理解をいただきまして、重ねてお礼を申し上げさせていただきます。

我々についてなのですけれども、我々自衛隊も平素から我が国の防衛のために、日本に対して飛来する外国の航空機、そういったものを発見、対処するため警戒活動を行っているわけですけれども、それにつきまして、今回示されております北海道石狩市沖の区域につきましては、風力発電設備の風車の設置によりまして、近傍に所在しております当別分屯基地、こちらでは警戒監視活動を行っておりますので、こちらの部隊の運用に影響を及ぼす可能性があるというところでございます。ですので、区域内での風力発電設備、こちらの設置に際しましては影響の有無を確認する必要性があると考えております。

ですので、今後、この区域が促進区域として指定される場合についてですけれども、認定を受けました公募占用計画、こちらに従いまして、選定事業者が設置する風力発電設備というものが自衛隊の活動に影響を与える、これは防衛省として確実に確認できるということは担保していただく一つでございます。この点から、今後、協議会にて意見とか、公募占用指針にこれを盛り込んでいただきたいと思います。

防衛省といたしましても、風力発電の導入の促進というのは政府一丸となって取り組んでいくべき課題であるというところで認識しておりますので、自衛隊の活動と、そこと風力発電導入というものを両立していく、これは非常に重要な政策課題と考えていますので、引き続きこの両立を図って、皆さんにご協力をしていければと考えております。

以上でございます。

○東京大学（座長）

防衛省からのご説明でした。ありがとうございます。

ほかにオブザーバーの方を含めて、ご意見、ご質問のある方は挙手をしていただく、チャット機能でご発言を希望していただくなどの合図をお願いいたします。

少しお待ちくださいね。チャット機能では今のところはありませんね。それではよろしくお願いいたします。

○北海道立総合研究機構（オブザーバー）

お時間をいただきありがとうございます。水産試験場の板谷です。

特に意見を事前に用意してはいなかったのですが、本日、構成員の皆様から、漁業への影響の話、それから生態への影響、それから漁業振興についてということで意見をお聞きして補足したいなというところがありましたので、まず補足する点と、あと漁業振興について一つ意見を述べさせていただきたいと思います。

資料5の3ページ目になりますが、この海域の有望区域を示した図になるかと思うのですが、皆さんからこういった魚の資源が心配だとか、こういった漁業が心配だという声が共通して上がりました。それがどういうことかというのを簡単に補足したいと思います。

水産試験場では、日本海側の漁業資源の調査・研究をしておりますので、海流等の知見も踏まえて述べさせていただきます。

まず、3ページ目のこの石狩湾の有望区域ですが、この点線のエリアで見ますと、水深10メートルぐらいから水深50メートルぐらいまでに石狩湾新港の北から雄冬岬にかけての非常に長い区間、広い区間を区域として指定されています。この区域を示されたときに、素人の方だとこの長い区域だなという形だと思うのですが、我々から見るとすごく重要な場所ということがあります。それは、まず一つが石狩湾新港の北側のところに北海道で大きな河川、皆さんご存じだと思いますけれども石狩川があります。石狩川がここに注ぎます。これを図示しておいてもらえると、この区域に河口と示されるので、さらによい資料になるかと思います。この日本海側は対馬暖流というのが南から北に年中流れておりまして、図でいうと下から上に流れております。そうすると、石狩川の河口から、この有望区域内というのは石狩川の流域という形になります。そうすると、ほかの例えば促進区域、松前・檜山といった南の海域だと、こういった大きな河川がありませんので、結構水は透明なのですが、この石狩川で石狩川以北は結構濁っているというのか、濁っているという言い方は悪いですが、河川からの栄養分がたっぷり入って生産力の高い海域なのですね。ですので、この石狩川より北側の海域は、漁業にも、ここでいう漁業に直接関係しないスケトウダラだとか、ホッケだとか、マダラの仔稚魚のゆりかごになるといいですか、生まれた後、稚魚から大きな魚になるときに重要な流域になるというのがまずあります。これはどこまで続いているかという、石狩管内を突き抜けて留萌管内、それから宗谷海域まで、この流域は、石狩川の水というのは影響すると言われているので、そういう意味で、生態系を広く見るという意味では、この石狩湾に関係する人だけでなく参加してもらおうというのは重要だなと思いました。

あともう一つ重要な魚種ということで、サケとニシンが特出しされていますけれども、石狩川がありますから、サケはそこを目指して、夏から秋にかけて来遊してくるということで、来遊の基本が河口に集まってくると。ニシンも同じように、ちょうど今時期、産卵のためにしけの合間を縫って、この石狩川河口周辺に産卵に来ます。ニシン自体は川に上がらず周辺の藻場、磯根資源がしっかりしているところに産卵して、それがまた仔稚魚になって、この有望区域内で育っていくということで、非常に重要な区域ということで、漁業者が心配しているところを補足したいと思います。

あと1点、漁業振興ということで何点か構成員の方からあったかと思うのですが、この流域の漁業者は700名ということなのですが、ここ数年大きく減少してきている。前々から大きく減少してきていて、漁業生産効率を上げて生産力を上げるというのが一応何名かの方から意見があったかと思います。そういったことで産業の活性化につながるということなのですが、漁業振興の考え方としては、例えばニシンが来遊してくるときは結構水温の変化が大きく関係しますね、この区域の水温が分かってくるとニシンの来遊の予測が立つ。予測が立つと計画性が高くなるので生産性が上がるということで、ほかの2区域もありましたけれども、洋上風力発電設備を建てた際には、そこに環境センサーをつけて流況等を観測するだけでなく、その情報をリアルタイムでこの700人の漁業者に見ていただいて、効率よい漁業、漁獲に努めてもらって生産性を上げるというのが振興策なのだろうなと思いました、聞いていたところ。

あともう一つは、沿岸域の磯根資源をという声が上がっていたかと思うのですが、この区域は生産性が高いのですが、それでも気候変動による資源の低迷というのは大きいものですから、この磯根資源、例えば海藻だとか、あとはウニだとかの種苗生産施設みたいな資源を底支えするような施設を、この発電で出たエネルギーを使って前浜で活用するというのを多分言っていらっしゃるのだろうなと思いました。

漁業振興策と、あと漁業影響調査について、コメントをさせていただきました。時間をいただいております。

○東京大学（座長）

貴重なご意見ありがとうございました。

それではチャットではございませんね。

では、次に移らせていただきます。

どうぞ。

○北海学園大学（オブザーバー）

北海学園大学、濱田でございます。

私は地域開発政策や漁業政策を専門にしておりますので、構成員の、特に漁業関係者の方々のご意見を受けまして、少し問題提起をさせていただきたいと思います。

科学的な影響調査を求められておりました。当然、漁業への影響調査というのは大事だと思います。ただ、過去の開発の中で、科学的に因果関係が確実に分かったということはありません。例えば諫早湾干拓事業では、国と漁業者とがもめにもめて、落としどころが見つからない状況が続いています。

有明海の紛争は、恐らく、この関係のまま続きます。白か黒かみたいなつけ方はほぼ難しいです。洋上風力発電でも、開発後、このような状態になるのが大前提だとすると、影響が出るか、出ないかというよりかは、漁業者側ができる限り安心できるような仕組みを事前にきちんとつくっておくということが大切になります。

洋上風力設置による影響かどうか分からないけれども、魚がとれなくなると、漁業者側からすれば、それが原因ではないかと疑念をもちます。だから、こういう問題が出る場合は、そう言われぬように、しっかりと暮らしを支える何かを準備しておくことに限るかと思います。例えばセーフティネットみたいな政策があるかと思います。

はっきり分からないけれども、何か変化が出たときには、それを発動して産業を支えるような仕組みがあればいいと思うのです。

そのためにもやっておくべきことがあります。漁業の現状調査です。漁業は複雑といいますか、多様な業種が入り組んでおりまして、そして、それらの漁業種の中でも、環境の変化に影響がすぐ出るものがあれば、出ないものもあります。環境の変化の中で、漁業には、想定がつかない、いろいろな変化のケースが出てきます。

それを考えると、やはり今の漁業の状況をまずしっかり把握しておくこと。沿岸から沖合までいろいろな漁業種が営まれていて、それらの漁業種間でも、いろいろな利害関係がございます。近年、大きく自然環境は変動していますが、今も刻々と環境が変わっているわけなのですね。そういう中で、こういった開発行為がすぐに影響がでるかどうかは分かりませんが、もし漁業者の経営が落ちこんだとき、それが影響したかどうかはすぐには特定できないわけです。それゆえ、漁業のことをきちんと調べておいて、開発後にどの漁業にどのような変化が生じたか、が分かるようにしておくこと。そして漁業経営に何かマイナスらしい影響が出たときに、セーフティネットの発動により漁業経営を支えてあげるような仕組みが準備されていることが重要かと思います。

開発を進める場合、そうした準備が十分ならば合意が得られやすいわけです。開発を進めることを私は賛成しているわけではないのですが、今までの様々な開発問題を踏まえると、開発後の漁業経営への支えのしくみの準備が足りないことが多いわけです。賠償や補償で何とかすればいいみたいな形で進めると、結局影響があったかどうかを特定する必要があり、その因果関係がはっきりしないので、それでもめにもめて、どうしようもない状況を生んできました。ぜひとも、そういった意味で事前にいろいろな漁業があるということをこの席で、この協議会できちんと確認して、セーフティネット構築のための今後の資料を作っておくということが大事かと思っております。

以上です。

○東京大学（座長）

幅広い視野からのご意見ありがとうございました。

それでは、構成員、オブザーバーの方からご意見をいただいたということになりまして、続きまして、北海道庁から発言がありますので、よろしくお願いいたします。

○北海道（事務局）

北海道風力担当局長の水戸でございます。

まずもって、令和5年5月に有望区域に整理されました、この石狩市沖海域につきまし

て、このたびこうして第1回目の法定協議会が開催することができました。これまでの間、関係者の皆様におかれましては、様々なご議論をいただいております。多大なるご尽力をいただきまして、誠にありがとうございます。この場をお借りしてお礼を申し上げます。

本日、皆様のご意見をお聞きした中で、簡単ではございますが、所見を述べさせていただきます。よろしくお願いします。

まず、この今おります大都市札幌、この近郊であります石狩市、この石狩市沖の周辺におきましては石狩湾新港、それから小樽港といった重要な物流拠点である港湾というのがありまして、また、最近では大規模なデータセンターなど新たな産業がこの港湾地域に立地するなど、道央の大きな産業拠点となっているとともに、先ほど皆様からお話のありましたとおり、石狩湾はサケやニシン、スケトウダラなど水産資源に恵まれておりまして、漁業が大変盛んな地域でもあります。食料基地北海道を支える重要な地域の一つであります。

先ほど関係自治体や漁業関係者の皆様より様々なご意見を賜りましたが、地域の脱炭素に向けた取組の加速化、再エネを活用した新たなまちづくり、それから地元企業の参入促進による産業振興、あるいは漁業振興、こういったものへの期待とともにサケやニシンなどの主要な魚種の水産資源や漁業への影響の懸念、的確な漁業への影響調査、あるいは漁業に対する配慮、こういったものについて様々なご意見、ご発言をいただきました。

北海道としましては、漁業関係者の皆様をはじめ、専門家の皆様の知見もいただきながら、地元にとってよりよい地域振興や漁業振興の在り方を一緒に議論していくほか、漁業への懸念が一つ一つ解消されていくよう、今後につきましても丁寧に協議を進めてまいりたいと考えております。

洋上風力発電に係る取組に関しましては、海域の先行利用者であります漁業関係者の皆様や地域との共存共栄を前提として進められているものでありますが、大規模太陽光発電所の開設におきまして、道内では違法開発行為が発生することから、参考資料6につけさせていただいておりますとおり、道では、昨年11月に地域との共生に関する知事からのメッセージを発信しております。地域と共存・共生できない再エネ事業は望まない姿勢をお示ししております。

一方、洋上風力発電の推進に当たりましては、事業を取り巻く環境は、資材高騰、それから円安などによりましてコストが上昇しておりまして、国におきましては、風車の国内製造拠点化などの方針を示しておりまして、本道におきましても製造拠点の誘致やサプライチェーンの形成、こういったものに力を入れているところであります。

洋上風力発電は産業の裾野が大変広く、投資規模が大きい、製造から設置、保守点検までの一連のライフサイクルも非常に長い、こういったことなどから、地域への大きな経済波及効果が期待され、これらの効果を最大限行き渡らせることが極めて重要であると考えております。道では、こうした観点から、昨年10月に北海道洋上風力発電関連産業推進ネットワークを立ち上げました。自治体や道内関連企業など会員の皆様を広く募り、情報提供や参入意欲の喚起、マッチングの推進、こういったものを道内で行いまして、道内にお

ける洋上風力発電産業のさらなる振興に向けた取組を加速し、道内の地域振興、産業振興につなげていく取組を進めております。

参考資料7として配付しております洋上風力発電に関する北海道の考え、これに関しましては、今、私が発言したこうしたものについてお示ししているものでございます。後ほどお目通しください。

最後になりますが、道といたしましては、洋上風力発電の導入について、関係する皆様にご理解、ご納得いただける形で実りある議論をしていきたいと思っております。今後ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

北海道から以上でございます。

○東京大学（座長）

ありがとうございました。北海道庁からの意見表明でした。

それでは、ここまでの皆さんからのご意見等につきまして、事務局から回答などをよろしく願いいたします。

○経済産業省（事務局）

資源エネルギー庁の福岡でございます。

多くの構成員の皆様から、いろいろな課題感でありますとか、期待をお示しいただきまして、我々事務局としてもしっかり受け止めて、今後の議論を進めていきたいと思っております。

何点か、全てに答えるという形ではないです。今後議論を深めていくということでありますので、その前提で、今お話で付け加えさせていただきたいところを何点か言及したいと思います。

1つ目でございます。皆様から、漁業との共存共栄、地域との共生についての重要性ですとか、そういった形で進めるべきであるという話もいただきました。我々も全く同じ思いでございますし、漁業との共存共栄、地域との共生、これが大前提になると思っております。関係者も、漁業者の皆様がもちろんおりますけれども、市民の皆様、関係企業を幅広く巻き込んで、地域との共生、漁業との共存共栄を実現していきたいと思っております。具体的にどういうことをやっているかという具体的な事例を過去にも我々調べておりますので、そういった点もしっかりお示しをしていきたいと思っております。

こういったときに、共存共栄、地域との共生、画一的にできるものではないというふうには我々は思っておりますし、構成員の皆様としっかりコミュニケーションを取って、地域の特性に合わせた形でこういった形のとりまとめができるのか、議論ができるのか、合意形成ができるのかというのをしっかり考えていきたいと思っております。その際、昨今でいうと、事業者の事業性というものの重要性が上がってきておりますので、こういったものも含めて、しっかり共生、共存共栄できるようにしていきたいと思っております。

2つ目でございます。漁業影響調査についてのコメントが多数あったと認識しておりま

す。サケ、ニシン、マダラ、スケトウダラ、ホッケ、シャコもそうでしょうか。多様な魚種がございますので、こういった魚種を念頭にしっかり設計をしていくことの重要性は何度も繰り返しをいただいたと認識しておりますので、こういう透明性などもしっかり確保しながら議論をしていきたいと思っております。

3つ目、情報共有、協議を丁寧にとということでございます。情報共有、協議は他の海域でもありますけれども、事前に風車をどこに建てるかということの事前の段階でも、もちろん協議することが必要だと思っておりますし、工事をどういうふうにするかということも事前に情報共有、協議が必要であろうと。実際に動き出してからも、どういうふうにメンテナンスをやるかとかも含めて協議も必要だと思っておりますので、各フェーズにおいて、しっかり情報共有、協議がなされるということが非常に重要ではないかというのは改めて感じたところであります。

最後に、納得感、安心感をしっかり醸成していくということの重要性を、皆様のコメントを聞いて改めて思ったところでございます。議論できてよかったと振り返られる協議会にしたいとのご意見もございましたが、こういったものを、先行の事例ですとか調査もしっかり共有をしながら、納得感、安心感、実際の漁業影響調査ですとか、どういうふうな形で発電事業者が事業を設計していくのかといったところも含めて、納得感、安心感を醸成していけるようにしたいと思いますし、我々も幾つかの不安に対して専門家などから回答できる部分もあろうかと思っておりますので、そういったものもしっかり対応していきたいと思っております。

こういった形で、漁業との共存共栄、地域との共生をしっかりつくっていききたいと思っておりますので、引き続き議論を深化させていきたいと思っております。ありがとうございます。

○国土交通省（事務局）

国交省の港湾局の佐渡でございます。

港湾を所管しておりますので、今日は加藤石狩市長からもありましたけれども、石狩湾新港の活用についてというお話もございました。石狩湾新港というのは地域にとっても重要なインフラとなっております。

洋上風力発電事業というのは、多分もしこれが始まると30年の長きにわたって、運用も含めるとそれだけの事業になっていくので、それを支える港湾というのが必要になってございます。そうすると、石狩湾新港も十分この洋上風力発電事業で活用が可能な港湾でございますので、今後こういったものがしっかりと役割が果たせるように、地域の皆様と相談しながら、活用のやり方についてしっかり相談しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○東京大学（座長）

それでは、事務局からの回答を含めまして、ご意見といたしましょうか、決意表明をいただきました。

間もなく終了予定の時刻になりますが、ほかにご意見、ご質問等がありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○東京大学（座長）

ないようですので、本日は貴重なご質問、ご意見を賜り、誠にありがとうございました。

事務局においては、本日の議論を踏まえて、次回以降に向けてご準備いただけるものと考えております。

それでは、以上をもちまして、本日の協議会を閉じたいと思います。

本日は、ご多忙のところご熱心にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

—— 了 ——